



週間情報



№2028

発行日 平成 20 年 7 月 22 日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担 当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 理事会、消防職員表彰式等及び第 37 回全国消防救助技術大会の開催について

(財)全国消防協会

標記について、次のとおり開催を予定しています。

月 日	会 議 等	開催時間	開催場所
8 月 28 日 (木)	財団法人全国消防協会 理 事 会	15 時 20 分 ～ 16 時 00 分	福岡県北九州市小倉北区 浅野 2-14-2 「リーガロイヤルホテル 小倉」
	財団法人全国消防協会 平成 20 年度全国優良消防職員 表 彰 式	16 時 20 分 ～ 17 時 00 分	
	財団法人全国消防協会 平成 20 年度全国優良消防職員 表 彰 祝 賀 会	17 時 20 分 ～ 18 時 40 分	
8 月 29 日 (金)	財団法人全国消防協会 第 37 回全国消防救助技術大会	8 時 50 分 ～ 16 時 00 分	(陸上の部) 北九州市小倉北区城内 市立勝山公園
			(水上の部) 北九州市小倉北区城内 市立勝山公園プール

国等の動き

◆ 防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査結果に関する対応について

消防庁

「防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査結果に関する対応について」(平成 20 年 7 月 4 日付け消防予第 162 号・消防危第 283 号)が消防庁予防課長及び消防庁危険物保安室長名にて各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁及び各指定都市消防長宛て、次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記については、国土交通省が実施した防耐火関連の構造方法等の認定に関する調査の結果、国土交通大臣の認定を取り消された防耐火関連の構造方法等があることが判明しました。

これを受けて、国土交通省住宅局から別添(省略)のとおりに各都道府県あてに通知されましたのでお知らせします。

特に、認定が取り消された構造方法は、工場等にも使用されております。

各都道府県におかれましては、危険物施設を有する事業所等に対して関係機関と連携しつつ適切な御指導を実施していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

※ 全文については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載されています。

消防庁予防課

担当：渡辺(剛)、地下、鳥枝、渡邊(薫)

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室

担当：加藤、安藤、妙中、明田

TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

◆ 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認状況並びに準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認の促進について

消防庁

「特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認状況並びに準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認の促進について」(平成 20 年 7 月 8 日付け消防危第 289 号)が消防庁危険物保安室長名にて各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁及び各指定都市消防長宛て、次のとおり通知されましたのでお知らせします。

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成 6 年政令第 214 号)附則第 7 項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)については、容量が 1 万 kℓ 以上のものにあつては平成 21 年 12 月 31 日までに、容量が 1,000 kℓ 以上 1 万 kℓ 未満のものにあつては平成 25 年 12 月 31 日までに、それぞれ新基準への適合の確認が必要とされています。また、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 11 年政令第 3 号)附則第 2 項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)については、平成 29 年 3 月 31 日までに、新基準への適合の確認が必要とされています。

これらの新基準適合確認の状況及び今後の計画については、「危険物施設における安全対策の総点検(屋外タンク貯蔵所関係)に係る調査について(平成 19 年 1 月 22 日付け消防危第 12 号及び平成 19 年 10 月 1 日付け消防危第 224 号)」によりお願いしたところですが、その調査結果は、別紙(省略)のとおりです。

今回の調査結果によると、平成 19 年 3 月 31 日現在における旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所のうち新基準適合確認済みのものの割合は約 20%(別紙表 1 参照(省略))にとどまっております。準特定屋外タンク貯蔵所の新基準が制定されてまもなく実施された「準特定屋外タンク貯蔵所に係る政令の改正に伴う届出等について(平成 12 年 12 月 26 日付け消防危第 123 号)」による調査結果における新基準適合確認の計画と比べると、約 52%の達成率であることがわかりました(別紙図 4 参照(省略))。

我が国においては、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の想定大地震の発生の切迫性が指摘されており、また、これらの地震の想定震源域に近い地域以外の地域においても、平成 19 年能登半島地震、平成 19 年新潟県中越沖地震及び平成 20 年岩手・宮城内陸地震等の活断層における大地震が相次いで発生しています。こうしたことから、新基準適合確認の促進により、屋外タンク貯蔵所の耐震安全性を早急に確保することは極めて重要であり、平成 20 年第 169 回国会において消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案が可決される際には、政府は危険物施設の耐震化を促進し、安全対策を一層強化する旨の附帯決議がなされたところです。

貴職におかれましては、かかる状況にかんがみ、旧基準の特定屋外タンク貯蔵所及び旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認の期限までの達成に万全を期されますよう御配慮いただき、とりわけ旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合確認については、下記(省略)の事項に留意され、その促進を図るよう御指導くださるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※ 全文については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載されています。

◆ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

消防庁

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成 20 年 7 月 8 日付け消防危第 290 号)が消防庁危険物保安室長名にて各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁及び各指定都市消防長宛て、次のとおり通知されましたのでお知らせします。

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にしてください。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

本通知中においては、法令名等及び用語について次のとおり略称を用いたので御承知おき願います。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

- 1 法令名等

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
・・・・・・・・告示
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 11 年自治省令第 10 号）
・・・・・・・・11 年改正省令
「準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について」
平成 11 年 3 月 30 日付け消防危第 27 号・・・・・・・・27 号通知

- 2 用語
- 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 3 号）施行の際、現に消防法第 11 条第 1 項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた
- 準特定屋外タンク貯蔵所・・・・・・・・既設の準特定屋外タンク貯蔵所
既設の準特定屋外タンク貯蔵所以外の準特定屋外タンク貯蔵所
・・・・・・・・新設の準特定屋外タンク貯蔵所

別紙

(準特定屋外タンク貯蔵所の基礎及び地盤関係)

問 1 既設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられているものの地盤が、規則第 20 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号ロ (2) に適合する場合には、杭の種類、支持の状況等にかかわらず、同号の規定に適合していると判断してよい。

答 1 さしつかえない。

なお、既設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、11 年改正省令附則第 3 項の規定により、規則第 20 条の 3 の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号ロ (1) 又は第 3 号から第 5 号の規定に適合しなくてもさしつかえないものであることを念のため申し添える。

問 2 新設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられるもので、当該準特定屋外タンク貯蔵所の地盤が規則第 20 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号ロ (1) の規定に適合するものにあつては、当該基礎のスラブ部分が告示第 4 条の 22 の 7 第 1 号の規定に適合するものであれば、当該地盤は規則第 20 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号の規定に適合するものと判断してよい。

答 2 さしつかえない。

なお、具体的には、既に 27 号通知で示されているように、新設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、基礎のスラブ部分が、27 号通知第 1、2 (2) ア、イ及びウ (ア) の要件をすべて満足するものであれば、当該基礎は、告示第 4 条の 22 の 7 第 1 号の規定に適合するものと判断できることを念のため申し添える。

問 3 既設の準特定屋外タンク貯蔵所で基礎に杭が用いられているものにあつては、当該基礎のスラブ部分が告示第 4 条の 22 の 7 第 1 号の規定に適合するものであれば、当該準特定屋外タンク貯蔵所の地盤は規則第 20 条の 3 の 2 第 2 項第 2 号の規定に適合するものと判断してよい。

答 3 さしつかえない。

なお、具体的には、既に 27 号通知で示されているように、既設の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、基礎のスラブ部分が鉄筋コンクリート構造であること及び 27 号通知第 1、2 (2) ウ (ア) ①の要件を満足することが図面等で確認できれば、当該基礎は、告示第 4 条の 22 の 7 第 1 号の規定に適合するものと判断できることを念のため申し添える。

◆ 都道府県消防広域化推進計画の策定状況について

消防庁

平成 20 年 7 月 1 日現在の都道府県消防広域化推進計画の策定状況が、消防庁から次のとおり示されたので、お知らせします。

【総括表】

計画策定済都道府県数	計画策定済都道府県名
35	北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、香川、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

○ 35 団体の推進計画のうち、広域化対象市町村の組合せを都道府県全域を管轄区域とする 1 の消防本部としている都道府県は 10 団体。

- 35 団体の推進計画に基づき、消防広域化が実現した場合、非常備町村（平成 19 年 4 月 1 日現在全国で 12 都府県 40 町村）が、10 府県 31 町村解消される見込み。

上記以外の都道府県においても、計画策定に向け鋭意取組中。

【策定済都道府県の状況】

都道府県名	推進計画策定状況	消防本部数		備 考
		平成19年4月1日現在	推進計画で示された消防本部数	
北海道	平成20年3月31日策定	68	21	
青森	平成20年3月28日策定	14	6	
秋田	平成20年3月31日策定	13	7	
山形	平成20年3月18日策定	15	5	非常備2町を解消。
茨城	平成20年3月31日策定	26	5	
栃木	平成20年4月23日策定	13	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
群馬	平成20年3月31日策定	11	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
埼玉	平成20年3月28日策定	36	7	
千葉	平成20年2月25日策定	31	7	
東京	平成20年3月31日策定	6	4	
神奈川	平成20年3月28日策定	26	8	非常備1村を解消。
富山	平成20年3月25日策定	13	5	4本部案についても検討の対象。 非常備1村を解消。
石川	平成20年3月28日策定	11	5	
福井	平成20年3月31日策定	9	3	
山梨	平成20年5月20日策定	10	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
長野	平成20年1月16日策定	14	2	
岐阜	平成20年3月31日策定	22	16	
静岡	平成20年3月25日策定	27	3	
愛知	平成20年3月28日策定	37	11	
三重	平成20年3月19日策定	15	8	
滋賀	平成20年3月25日策定	8	7	平成28年度までに1本部を目標。
大阪	平成20年3月31日策定	33	6	非常備1町を解消。
奈良	平成20年3月26日策定	13	1	非常備2村を解消。 県全域を管轄区域とする1の消防本部。
和歌山	平成20年5月30日策定	17	5	非常備2町村を解消。
鳥根	平成20年3月31日策定	9	3	県一圏域に伴う諸課題が克服出来れば、県一圏域とすることも考えられる。
岡山	平成20年3月31日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
広島	平成20年3月28日策定	14	5	
山口	平成20年5月30日策定	13	4	
香川	平成20年3月31日策定	9	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備1町を解消。
高知	平成20年3月18日策定	15	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
熊本	平成20年5月26日策定	13	4	
大分	平成20年3月31日策定	14	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。
宮崎	平成20年3月31日策定	9	1	3本部についても一定の効果は得られるため検討。 非常備7町村解消。
鹿児島	平成20年3月27日策定	19	7	非常備2村を解消。
沖縄	平成20年3月28日策定	18	1	県全域を管轄区域とする1の消防本部。 非常備12町村を解消。
計		635	174	

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp